

令和3年9月定例会
(2021年)

議案書④

9月2日提出

【その他】

市議案第91号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和3年（2021年）9月2日提出

豊中市長 長内繁樹

記

件名	契約金額	契約先
とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ及びとよなか国際交流センター空調設備改修工事	239,971,600円	日設・辻中特定建設工事 共同企業体

（提案理由）

上記の工事について請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第2条の規定により提案するものである。

市議案第92号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和3年（2021年）9月2日提出

豊中市長 長内繁樹

記

1	件名	(仮称)豊中市立北校建設工事、(仮称)豊中市南部コラボセンター建設工事
2	変更前契約金額	7,769,427,600円
3	変更後契約金額	7,771,914,700円
4	今回変更による増額	2,487,100円
5	変更の要因	公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置により工事請負金額の増額変更を行うもの
6	契約先	大林組・河崎組特定建設工事共同企業体

(提案理由)

上記の工事について請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第2条の規定により提案するものである。

市議案第93号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和3年（2021年）9月2日提出

豊中市長 長内繁樹

記

1	件名	(仮称)豊中市立北校建設給排水衛生設備工事、(仮称)豊中市南部コラボセンター建設給排水衛生設備工事
2	変更前契約金額	510,895,000円
3	変更後契約金額	511,826,700円
4	今回変更による増額	931,700円
5	変更の要因	公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置により工事請負金額の増額変更を行うもの
6	契約先	柳生・山田特定建設工事共同企業体

(提案理由)

上記の工事について請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第2条の規定により提案するものである。

市議案第94号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和3年（2021年）9月2日提出

豊中市長 長内繁樹

記

1	件名	市営岡町北住宅1、2棟建替工事
2	変更前契約金額	1,034,089,100円
3	変更後契約金額	1,042,969,400円
4	今回変更による増額	8,880,300円
5	変更の要因	労務単価及び物価上昇に伴い、契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の規定により、工事請負金額の増額変更を行うもの
6	契約先	株式会社河崎組

（提案理由）

上記の工事について請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第2条の規定により提案するものである。

市議案第95号

調停の成立について

下記のとおり調停案を受諾するものとする。

令和3年（2021年）9月2日提出

豊中市長 長内繁樹

記

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 相手方 | 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地
新関西国際空港株式会社 |
| 2 | 事件名 | 損害賠償請求調停申立事件 |
| 3 | 事件の概要 | 別紙のとおり |
| 4 | 調停条項 | 別紙のとおり |

（提案理由）

上記の事件について、調停案を受諾し、調停を成立させるため、地方自治法第96条第12項の規定により提案するものである。

(別紙)

事 件 の 概 要

本市は、相手方新関西国際空港株式会社から平成27年(2015年)6月19日、豊中市原田南二丁目70番1の土地(以下「本件土地」という。)を代金771,488,190円で購入した。

市は購入後、原田南学校給食センターの建設工事を進めたところ、平成28年(2016年)9月20日、本件土地の全域から廃棄物の埋設が確認され、当該廃棄物を撤去した。

また、平成28年10月7日、本件土地の一部からヒ素及びフッ素を含む土壌汚染が確認され、その対策を講じた。

このため、令和元年(2019年)5月10日、埋設物撤去(本市に起因する埋設物の撤去費用は除く。)及び土壌汚染の対策に要した費用等計1,438,992,210円のうち834,554,010円の支払いを求めて大阪地方裁判所に対して調停の申立てを行った。

令和元年7月17日から10回にわたる調停手続の期日を経て、調停委員会から早期解決に向けて合意を促す具体的な意見が提示されたことを踏まえ、調停条項案での調停を成立させるものである。

(別紙)

調 停 条 項 (案)

- 1 新関西国際空港株式会社（以下「相手方」という。）は、豊中市（以下「申立人」という。）に対し、本件解決金として130,000,000円の支払義務があることを認める。
- 2 相手方は、申立人に対し、前項の金員を、令和3年（2021年）9月30日限り、申立人の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。
- 3 申立人は、相手方に対するその余の請求を放棄する。
- 4 申立人と相手方は、本件に関し、本調停条項に定めるほかは、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 調停費用は各自の負担とする。

以上

物 件 目 録

1 土地

所 在	大阪府豊中市原田南二丁目
地 番	70番1
地 目	公園
地 積	7,210 m ²